

参考資料集

○元気とやま創造計画	-----	P1
○富山県森づくりプラン	-----	P7
○県産材の利用促進に関する基本計画の概要	-----	P8
○森林経営管理法の概要	-----	P9
○森林審議会関係法令	-----	P10

森林の整備と林業の振興、県産材の活用促進

政策目標 政策の目指すべき成果

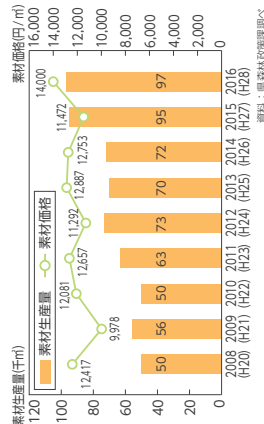
地域林業の担い手により、持続可能な森林経営が行われているとともに、県産材が安定的に供給され、需要拡大が図られていること。

現状と課題

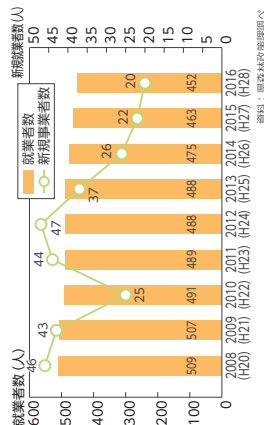
- 県内の人工林は、建築用材に適した40年生以上が全体の約8割を占めるなど成熟期にあり、間伐等の森林整備や計画的な主伐・再造林による森林資源の循環利用を進める必要があります。
- 県内の製材工場等では北洋材から国産材への原料転換が進むなど、県産材製品の生産体制は整いつつあり、県産材の素材生産量は増加するとともに、県産材を使用した住宅建設への助成や公共建築物の木造化への支援などに取り組んできた結果、県産材の利用量も増加しています。
- 一方で、今後も木材価格の大幅な上昇は見込めず、林業の採算性は厳しい状況にあることから、低コストで効率的な木材生産を推進するとともに、2016(H28)年9月に制定された「富山県県産材利用促進条例」に基づき、県産材の安定供給体制の整備と幅広い分野での県産材の利用を一層推進する必要があります。
- 林業の担い手の若返りは進んでいますが、定着率が他産業に比べて低く、近年は林業就業者数が減少傾向にあります。そのため、林業の魅力向上と持続的な林業経営による林業担い手を育成・確保する必要があります。

林業担い手の平均年齢：60歳(1993(H5)年)⇒50歳(2016(H28)年)
新卒就業者の3年後定着率：林業55%、建設業70%(2016(H28)年)

■ 県産材素材生産量と素材価格の推移



■ 林業担い手数の推移



- 路鋸整備や高性能林業機械の効率的活用による森林施業の集約化を一層推進し、木材生産コストの低減を図るとともに、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」(※1)等による再造林を推進するなど、持続可能な森林経営に向けた取組みを強化します。
- 品質の確かな県産材製品を安定供給するための生産・流通・加工体制の整備を図るとともに、県産材を使った住宅建設や公共施設など非住宅分野での木造化・内装木質化の一層の促進、全国植樹祭(2017(H29)年5月)の大会開催を契機に、より一層県民への木の良さの普及と県産材の需要拡大による林業の成長産業化を目指します。
- 長期的視点に立った経営感覚に優れた林業事業者の育成と、間伐や主伐における低コスト木材生産や効率的な再造林・保育など、森林資源の循環利用に向けた一連の施策を担う現場技能者を育成・確保します。

取組みの基本方向

主な施策

1 森林資源の循環利用と生産基盤の整備

- 間伐等の森林整備の推進による健全な人工林の育成
- 計画的な主伐と優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再造林の推進
- 林道や作業道の開設と原木のストックヤードなどの林業生産基盤の整備
- 低コスト生産を促進するための高性能林業機械の導入に対する支援

2 県産材の安定供給体制の整備と木材の需要拡大

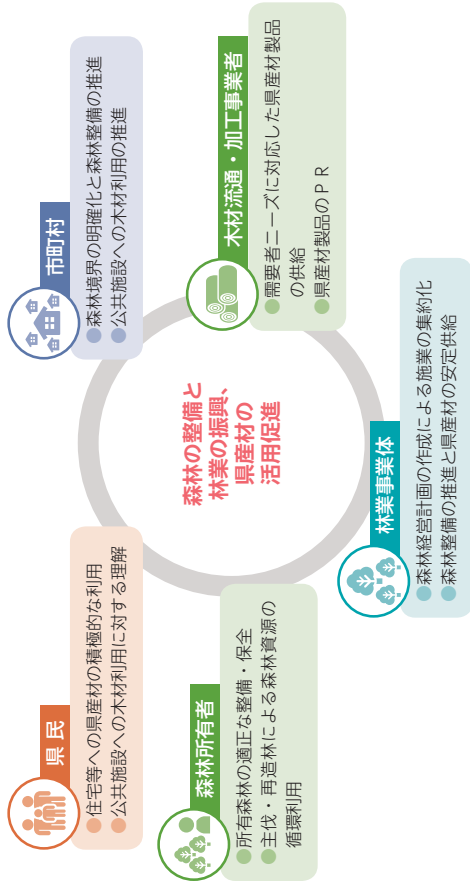
- 需給情報の共有化など需給マッチングの円滑化による県産材の安定供給体制の整備
- 木材加工流通施設整備への支援による需要者ニーズに対応した県産材製品の供給体制の整備
- 県産材を使用する住宅建設や公共施設の木造化・内装木質化への支援
- 全国植樹祭の開催を契機に高まった県産材利用の気運の醸成に向けた一層の普及啓発と木育(※2)の推進

3 林業事業者の経営基盤の強化と担い手の育成・確保

- 地域林業を担う林業事業者(※3)の経営基盤の強化
- 林業事業者の経営を担う人材の育成・確保
- 林業カレッジによる森林資源の循環利用を担う現場技能者等の育成・確保
- 伐採収入増大の取組みなどによる農林水産公社分取造林事業(※4)の経営改善

(※1) 優良無花粉スギ「立山 森の輝き」 本県が全国に先駆け開発した、花粉を全く飛ばさないスギ。成長が良いなど林業用としても優れている。
(※2) 「木育」 木製品などとのふれあいを通して木育への関心や木の文化への理解を深め、木の良さや利用の意義を子どもでらうための教育活動。
(※3) 「林業事業者」 森林所有者からの委託や請負によって、造林や保育、木材生産等を行う森林組合や森林生産業者など。
(※4) 「分取造林事業」 農林水産公社が土地所有者と連携し、伐採時の取益を土地所有者と一定割合で分け合う事業。

県民等に期待する主な役割



県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

県産材素材生産量

県内で伐採され、製材や合板、チップなどに供される丸太の材量

指標名及び指標の説明	2021年度、2026年度の姿		(目標設定の考え方) 間伐等の森林整備や計画的な主伐・再造林による森林資源の循環利用を進めることにより、坑況の約4割の増加を目指す。
	2021年度	2026年度	
概ね5年前 2011(H23)	2016(H28)	2021年度	2026年度
63千㎡	97千㎡	130千㎡	140千㎡

林業就業者数

年間30日以上、林業に直接従事する就業者数

指標名及び指標の説明	2021年度、2026年度の姿		(目標設定の考え方) 生産性の向上や作業の効率化・省力化を進め、今後の素材生産量の拡大や再造林等の事業量に見合った就業者数の確保を図る。
	2021年度	2026年度	
概ね5年前 2011(H23)	2016(H28)	2021年度	2026年度
489人	452人	450人	450人



水と緑の森づくり・花と緑の地域の地域づくり

政策目標

政策の目指すべき成果

水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりとそれを支える人づくりの推進が図られていくとともに、四季折々の花と緑が満ちあふれた快適な生活環境が形成されていること。

現状と課題

- 水と緑の森づくり税（※1）を活用して、利用されなくなってきた荒廃した里山林、手入れの不十分な人工林の整備を進めるとともに、森林資源の循環利用と花粉症対策の一環として、スギ人工林の伐採跡地に優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽を進めています。また、海岸林を中心に松くい虫被害が増加しています。

無花粉スギ植栽面積 [累計] (2012年：2.3ha⇒2016年：42.2ha)
松くい虫による被害材積 (2011年：387m³⇒2012年：780m³⇒2014年：1,504m³⇒2016年：941m³)

- とやまの森づくりサポートセンター（※2）による活動支援により、森林ボランティア団体等による森づくり活動への取組みが着実に増加しています。また、2015（H27）年に実施した水と緑の森づくりに関する県民意識調査では、水と緑の森づくり税の期間を延長することに、条件付きを含めて95.3%の賛成が得られたことから、こうした意見を踏まえて課税期間を2021年度まで延長しました。

県民参加による森づくりの年間参加延べ人数

(2005年：1,672人⇒2008年：10,033人⇒2016年：12,439人)

- これらのことから、2016（H28）年に策定した、新たな雷山県森づくりプランに基づき、水と緑の森づくり税を活用し、海岸林での重点的な松くい虫被害対策を含む里山林の整備などの多様な森づくりや、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を再造林の切り札とした森林資源の循環利用を一層進める必要があります。

- また、全国植樹祭（2017（H29）年5月）の開催を契機に高まった県民参加の森づくりの気運を一層推進するために、多くの県民の皆さんに森づくりへの理解を広めるとともに森林ボランティア団体等による森づくり活動の定着と拡大を図っていく必要があります。

（※1）**水と緑の森づくり税** 県民全体で支える森づくりのための財源として、2007（H19）年から県民税均等割への超過課税方式で導入。課税期間は2021年度まで。

（※2）**とやまの森づくりサポートセンター** 森林ボランティア等に對し、ヘルメットや草刈り鎌など機材の貸出や保険料の支援、森づくり活動に必要な各種技術の習得など、総合的・専門的に支援する組織。



森林ボランティアによる森づくり活動

取組みの基本方向

- 生物多様性の保全や野生動物との共生などを旨とした里山林整備、水土保全機能などの維持・向上を目指した混交林の整備、森林資源の循環利用と花粉症対策の両立に寄与する優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽支援など、水と緑の森づくり税を活用した多様な森づくりを推進します。
- 全国植樹祭の開催が高まった県民参加の森づくりの気運を引き継ぎ、とやまの森づくりサポートセンターを通じて森林ボランティアの育成・活動支援や、環境教育など、とやまの森を支える人づくりを推進します。
- 花と緑の銀行と市町村や民間団体等との、より実行性のある役割分担のもと、活動の裾野を広げる推進役であるグリーンキーパーの育成や花と緑のグループへの支援など、地域住民による花と緑の地域づくりを推進します。

主な施策

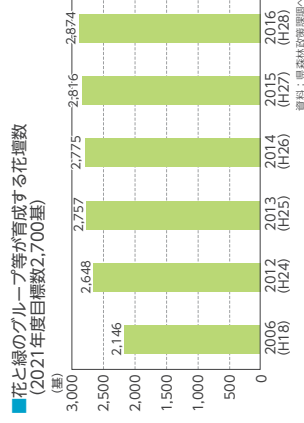
1 水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりの推進

- 県民との協働による里山林の整備や海岸林での松くい虫被害対策などの推進
- 奥地の過密人工林や竹が侵入した人工林の、スギと広葉樹が混在する混交林への誘導
- スギ伐採跡地への優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽の推進

（※3）**〔2017〕花と緑の銀行** 置県90周年記念事業として、1973（S48）年に「花と緑の県づくり運動」の推進母体として設立された、本県独自の組織。
（※4）**〔2017〕緑のグリーンキーパー** 地方銀行（小中学校下単位）で活動する花と緑の指導者。地域で全般的な指導を行う頭取1名と数名のグリーンキーパーが緑化技術の指導者として活動している。

- 花と緑の地域づくりについては、(公財)花と緑の銀行（※3）組織を活かし、県・市町村・県民が協働した取組みが進んでおり、地域活動による花壇数も着実に増加していますが、地域緑化の推進役である頭取・グリーンキーパー（※4）数は、横ばい傾向にあります。

頭取・グリーンキーパー数(1991年：723人⇒2012年：2,078人⇒2016年：2,177人)
このため、地域住民による花と緑に満ちあふれ、心豊かな地域づくりのため、花と緑の銀行組織を活かした地域緑化の新規担い手の掘り起こしと育成を図る必要があります。



県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

里山林の整備面積

指標名及び
指標の説明
竹林を含む里山林を整備する面積(累計)

概ね5年前 2011(H23)	現 況		2021年度、2026年度の姿 (目標設定の考え方)	
	2016(H28)	2021年度	2026年度	2026年度
1,296 ha	2,628 ha	3,600 ha	4,600 ha	4,600 ha

今後、優先的に整備が必要な森林(市町村森づくりプランで手入れを必要としている面積4,600ha)について、幅広い県民の参加による整備を目指す。

優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽面積

指標名及び
指標の説明
スギの伐採跡地に植栽する優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽面積

概ね5年前 —	現 況		2021年度、2026年度の姿 (目標設定の考え方)	
	2016(H28)	2021年度	2026年度	2026年度
—	42 ha	200 ha	500 ha	500 ha

優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の苗木の供給状況を勘案し、スギ花粉の発生源となっており森林について、計画的な植栽を目指す。

県民参加による森づくりの年間参加延べ人数

指標名及び
指標の説明
県民による森づくり活動への年間参加延べ人数

概ね5年前 2011(H23)	現 況		2021年度、2026年度の姿 (目標設定の考え方)	
	2016(H28)	2021年度	2026年度	2026年度
10,775人	12,439人	13,000人	13,000人以上	13,000人以上

現在、活動している森林ボランティア等の定着と全国植樹祭の開催により森づくり活動への気運が高まっていることから、年間参加延べ人数のさらなる増加を目指す。



富山県フォレストリーダーによる森の寺子屋の開催

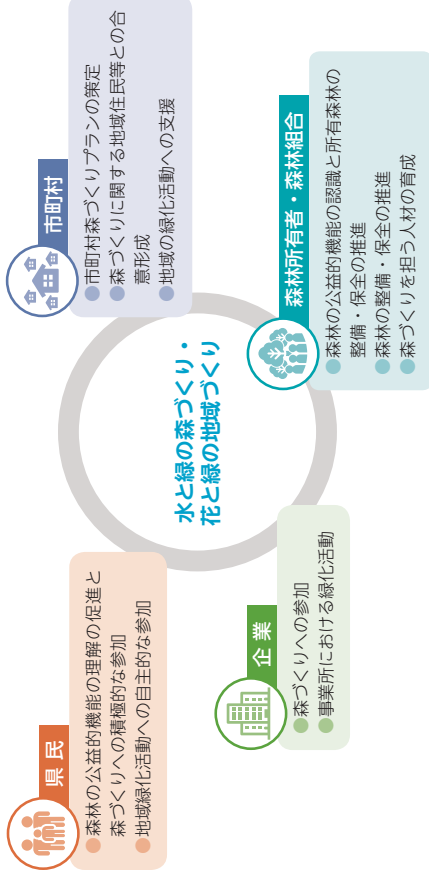


花と緑のグループ等が形成する花壇

- とやまの森づくりサポートセンターによる森林ボランティア等の活動支援
- 里山林の維持管理を一層推進するため、過疎化・高齢化により困難となった里山林の維持管理を支援する森づくりサポーター(※5)を養成
- 森づくりへの理解を深めるための森の寺子屋(※6)の開催など、森林環境教育の推進
- 公共施設等の木造化や、県産材遊具の導入支援等による木育の推進

- 中央植物園などの拠点施設をはじめ、道路や水辺、公園や学校などに花と緑があふれる地域づくりを推進
- 花と緑の銀行を中心とした、県民が主役の花と緑の地域づくり活動の推進
- 地域緑化の推進役として、花と緑の銀行から委嘱・登録された頭取・グリーンキーパーによる担い手の掘り起こしと支援

県民等に期待する主な役割



地域住民との協働による里山再生整備



伐採跡地に植栽された優良無花粉スギ「立山 森の輝き」

(※5)「森づくりサポーター」過疎化・高齢化などにより、地域住民だけでは、管理が困難な地区に手助けを行う、刈払機やチェーンソーを扱うことのできる森林ボランティア。
(※6)「森の寺子屋」児童・生徒をはじめ、広く一般県民を対象に、フォレストリーダー(森林・林業への理解を深めるための解説や知識の普及を行うため、県が認定した指導者)が出席講座・森林教室などを開催。

防災・減災、災害に強い県土づくり

政策目標

政策の目指すべき成果

水害や土砂災害などから県民の生命や財産を守るための施設等が整備され、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される、災害に強い県土が形成されていること。

現状と課題

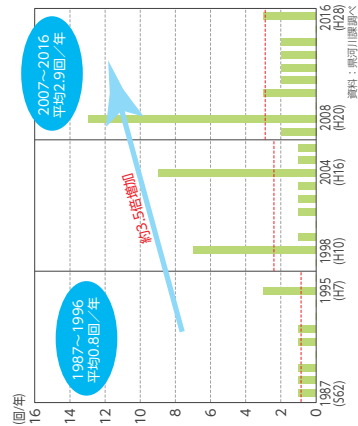
● 本県の険しい地形や崩れやすい地質から、これまで幾度となく河川の氾濫、土石流、地すべり、山腹崩壊などの大きな被害を被るとともに、富山湾特有の寄り回り波による越波災害などの高波被害や海岸侵食にも見舞われています。また、全国的にも、2015(H27)年9月の関東・東北豪雨災害や2016(H28)年4月の熊本地震などに象徴されるように多様な災害が頻発、激甚化しています。

こうしたことから、今後も災害から県民の生命・財産を守るため、治山・治水・土砂災害対策、津波・高波・海岸侵食対策の施設整備、農業水利施設整備、森林・農地の保全及び防災・減災の効果を高めるためのソフト対策を推進していくことが重要です。

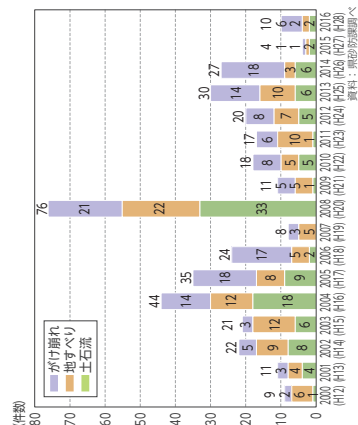
● また、近年では、集中豪雨により、市街地や宅地開発が進む地域の河川・排水路において浸水被害が多発しており、その対策を推進していくことが重要です。

● 一方、高度経済成長期を中心に整備された橋梁等の公共施設の老朽化が急速に進展しており、今後、修繕や更新時期が集中することが見込まれることから、計画的かつ予防保全的な維持・管理を進め、施設の長寿命化を図る必要があります。

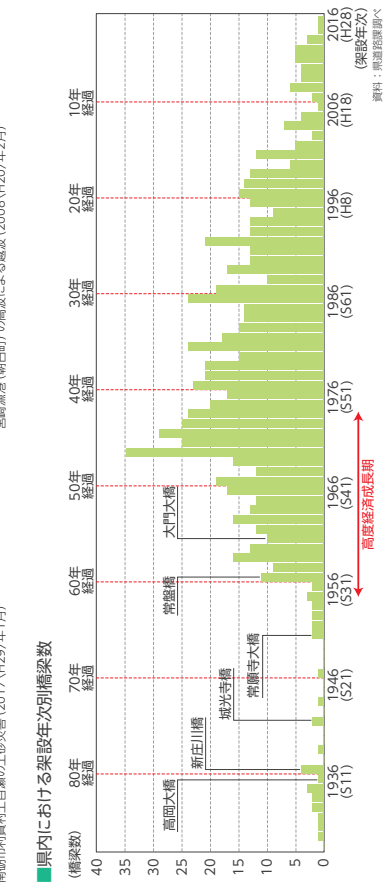
■ 県内における時間雨量50mm以上の降雨の発生回数



■ 県内における土砂災害の発生件数



富山県内における架設年次別橋梁数 (橋梁数)



取組みの基本方向

- 「富山県国土強靱化地域計画」に基づき、災害から県民の生命や財産を守るため、治山・治水・砂防・海岸等の施設整備、森林・農地の保全を環境に配慮しながらソフト対策と併せ着実に推進します。
- 市街地等における集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水排水路、貯留浸透施設などの整備、及び河川、下水道、排水路の管理者等が連携した総合的な浸水対策を推進します。
- 津波・高波・海岸侵食対策として海岸堤防の点検や機能強化を図るとともに、老朽化した公共施設の長寿命化対策を進めるなど、公共施設の計画的・効率的な維持管理や整備を推進します。

主な施策

1 治山・治水・土砂災害対策の推進

- 災害発生危険度の高い箇所における治山施設の重点的な整備
- 堤防の建設や川幅の拡幅、放水路設置など河川の整備や、荒廃河川における砂防施設整備の推進
- 利質ダムの建設促進、既存ダムの管理施設等の改良
- 農村地域の浸水被害を防止する農業用排水路や洪水調整池の整備の推進、老朽化に伴う被害が懸念される、ため池等農業水利施設の整備
- 砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の着実な整備、社会福祉施設や学校などの要配慮者利用施設等に対する土砂災害対策の充実

県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

河川整備延長

指標名及び指標の説明 河川整備が必要とされる区間延長のうち、概ね10年に1回の確率で発生する降雨量(時間約50ミリ)以上の対策整備がされた延長

概ね5年前 2011(H23)	2021年度		2026年度の姿 (目標設定の考え方)	
	現況 2016(H28)	2021年度	2026年度	2026年度
408.8 km	418.5 km	424 km	428 km	428 km

局所的な集中豪雨の頻発や都市化の進行により、依然として県内各地で浸水被害が発生していることから、引き続き、着実な河川整備を進める。

土砂災害危険箇所の整備箇所数(累計)

指標名及び指標の説明 保全家5戸以上の土砂災害危険箇所のうち、砂防施設が整備済みの箇所数

概ね5年前 2011(H23)	2021年度		2026年度の姿 (目標設定の考え方)	
	現況 2016(H28)	2021年度	2026年度	2026年度
580 か所	611 か所	645 か所	670 か所	670 か所

脆弱な地質が広く分布することや集中豪雨の頻発により、土砂災害が発生しており、今後とも砂防設備等の整備を進める。



河川(飯水橋)の整備(沖田川飯水橋)



急傾斜地崩壊防止施設の整備(水見市朝日丘地区)



海岸保全施設の整備(徳山海岸)



徳山南段の整備(徳津市東山)

- 山林・河川・ダム等の管理者など関係機関との連携による流水対策の推進
- 保安林の指定など伐採等の規制による森林の保全、治山施設の整備と併せた森林整備の推進
- 地域の暮らしや歴史・文化との調和、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した「多自然川づくり」の推進
- 渓流の連続性を確保する透過型砂防堤や、緑豊かな斜面空間を創出する法面保護工など、自然環境に配慮した施設の整備

2 市街地等の浸水被害を軽減する総合的な浸水対策の推進

- 市町村、関係機関、地域の団体や住民等からなる協議会による浸水対策計画の策定と当該計画に基づく河川、雨水排水路、農業用排水路等の整備
- 雨水の流出を抑制するための雨水貯留施設の整備や水田等を活用した取組みなど、雨水流出抑制対策の推進

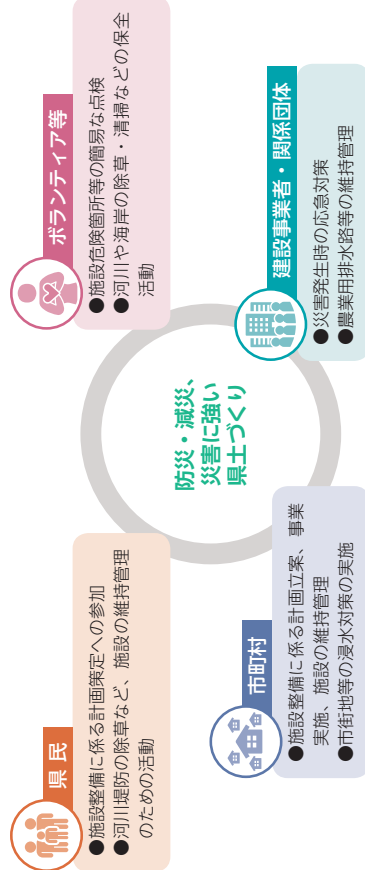
3 津波・高波・海岸浸食対策の推進

- 堤防や護岸、沖合施設、砂浜などの海岸保全施設等を面的な広がりを持って適切に配置し背後地を防護する、面的防護方式による海岸整備の推進
- 津波・高波被害を防止・軽減するための海岸保全施設の整備と、長寿命化計画に基づく適切な点検及び維持管理、更新の推進
- 海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸づくりの推進
- 飛砂・潮風・強風・高潮被害地での海岸保安林の造成・整備

4 公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進

- 公共土木施設、農業水利施設等の長寿命化計画に基づくライフサイクルコスト(※1)の縮減や修繕・更新費用の平準化など、計画的な施設管理の推進
- 堤防や護岸など河川管理施設の効果的、効率的な維持管理の推進
- 老朽化対策に関する市町村との連絡調整、情報共有の推進
- 地域住民やボランティアと協働で行う土砂災害危険箇所等の巡視や施設の点検、河川や海岸の除草・清掃などの取組みの強化
- 国、関係市等からなる協議会を中心とした効果的な放置態対策の推進

県民等に期待する主な役割



(※1)「ライフサイクルコスト」 施設の建設から維持管理、撤去、更新までの一連の期間(ライフサイクル)で必要となる費用(コスト)。

新たな『富山県森づくりプラン』の概要

【計画期間：H29～38】

～とやまの森を守り育てるために～

基本指針

- 目指すべき森林の姿
- 県民参加による森づくり

⇒天然林を「里山林」と「保全本」と「混交林」と「生産林」に区分し、森林の状態や、地域ニーズ等を踏まえた、**多様な森づくり**を推進
⇒森づくりを推進するにあたっては、計画、実行、評価、改善の各プロセスにおいて、**幅広い県民の参加**を得ながら進める

混交林の整備

整備目標 **500ha**

奥地の人工林や竹の侵入した人工林を、広葉樹との混交林へ誘導するとともに、森づくりに活用する県産広葉樹苗を県民協働で育成します。



手入れ不足により竹が侵入したスギ林

優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽

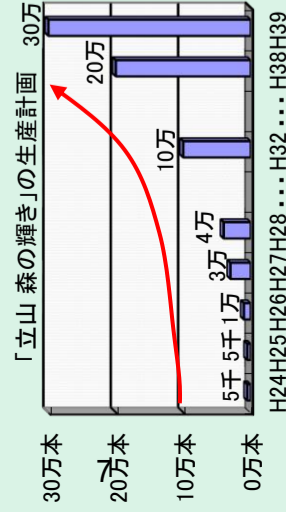
植栽目標 **460ha**

森林資源の循環利用と、花粉症対策の一環として、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の苗木を生産し、スギ人工林の伐採跡地に植栽



「立山 森の輝き」の苗木

5年間の整備実績(H24～28) **42ha**



H24H25H26H27H28・・・H32・・・H38H39
スギ伐採跡地の植栽

とやまの森を支える人づくりの推進

森林ボランティア活動の支援

- とやまの森づくりサポーターセンターによる、森づくり活動に必要な機材の貸出しや、安全講習など、森林ボランティア活動を専門的・総合的に支援します。
- 里山林の維持管理を一層推進するためサポーターを養成
- 企業の森づくりの推進

森づくりへの理解を醸成する取り組み

児童、生徒など広く県民を対象とした「森の寺子屋」の開催や、県民が企画し実践する森づくり活動への支援、森づくり情報の提供などを行います。

○「森林浴の森」を活用した森林教室の開催

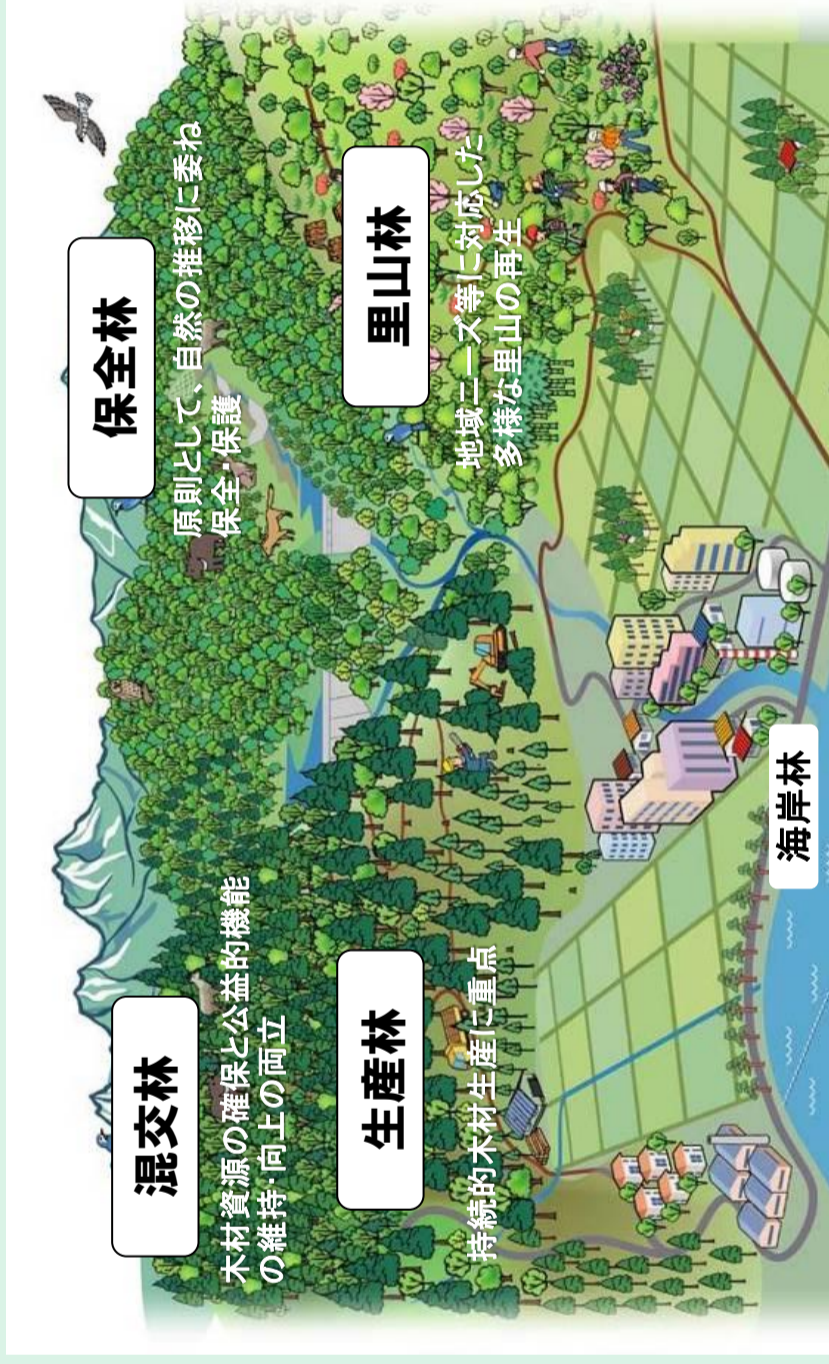


里山林整備の手助けを行うサポーターの養成



「森林浴の森」等の野外での森林教室

水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりの推進



里山林の整備

整備目標 **2,000ha**

生活に利用されなくなり、うっそうとした里山林を、野生動物との棲み分や景観の保全などを目指し、県民協働により整備します。

10年間の整備実績(H19～28) **2,628ha**

- 海岸林での重点的な松くい虫被害対策
- 流木防止のための里山林の機能強化



見通しが悪く林内が暗い里山林



県民参加による里山林の整備



生活や富山湾の景観を守る海岸林



松くい虫による松枯れの状況

森林資源の循環利用の推進

森づくりにつながる県産材利用の推進

公共施設等の木質化や県産材遊具の導入支援、木育の推進など、森林資源の循環利用を進めます。

- 公共施設等の木造化や木製品の導入等を支援
- 木育を推進するための県産材大型遊具などの設置等



県産材を利用した備品導入

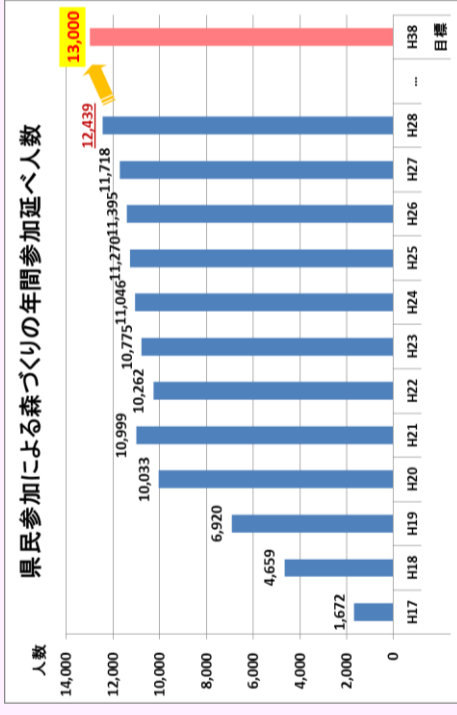


公共施設等の木質化



県産材遊具の設置

森づくりの年間参加延べ人数 目標13,000人



必要な事業費と水と緑の森づくり税

森づくりの取り組みに必要な事業費(10年間) **38.5億円**

【課税期間】

平成29～33年度まで5年間の延長

【税額の見直し】

以下により、必要な財源を確保します

《個人》現行どおり 年間500円

《法人》資本金等が10億円を超える大企業は増額

税額(年間)

資本金等	現行	改正案
100億円超	80,000円	100,000円
50億円超	60,000円	80,000円
10億円超	27,000円	40,500円
1億円超	6,500円	6,500円
1千万円超	2,500円	現行どおり
1千万円以下	1,000円	1,000円

※年間税収総額 **3.82億円**

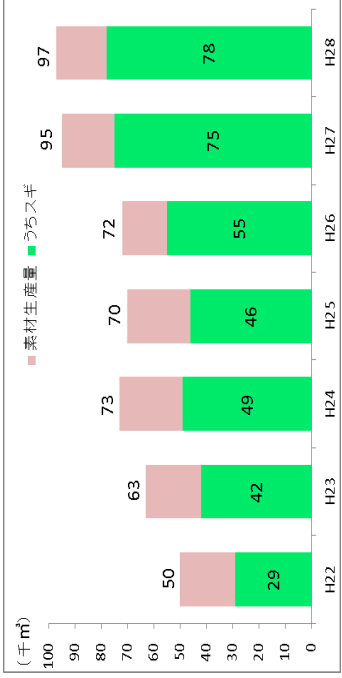
県産材の利用促進に関する基本計画の概要

(計画期間：平成29年度～平成33年度)

県産材を取り巻く状況

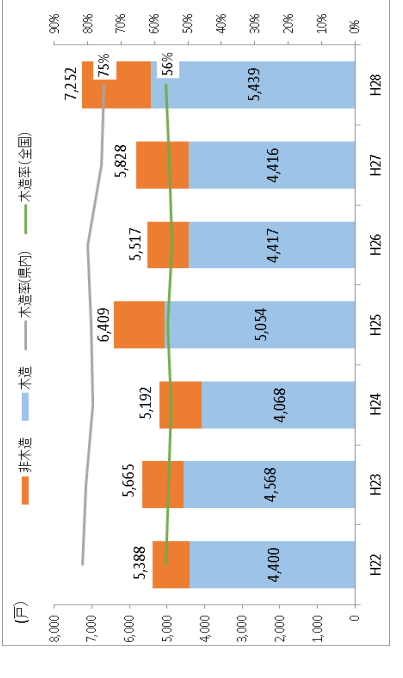
1 素材生産量

県内のスギを主体とした人工林は、40年生以上が全体の約8割を占めるなど本格的な利用期を迎え、素材生産量は増加。



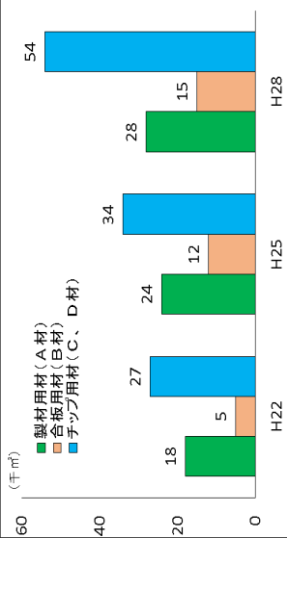
3 新設住宅着工戸数と木造率

木材需要の多くを占める住宅の着工戸数は、近年持ち直し傾向。また、県内の木造率は約80%で、全国平均より20ポイントほど高い。



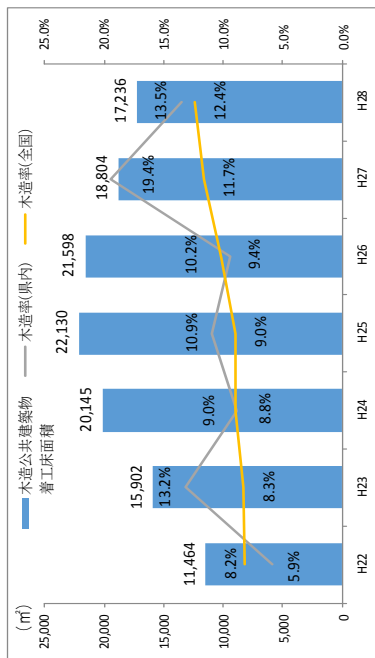
2 用途別利用量

構造用合板の外材から国産材への原料転換により、合板の利用量が大きく増加。また、平成27年5月に射水市内で木質バイオマス発電所が稼働したことからも、チップの利用量も増加。



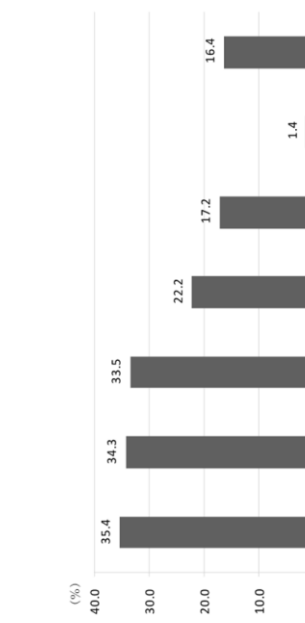
4 木造公共建築物の着工床面積と木造率

平成22年10月の「公共建築物等木材利用促進法」の施行以降、市町村等が整備する公共建築物の木造化が進んでいる。また、木造率は年度によって増減があるものの、全体的には上昇傾向。

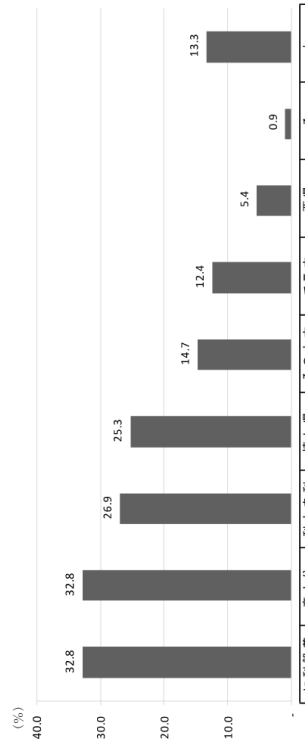


県政世論調査の結果

(問1) 県産材の利用により期待する効果について (複数回答：2つ以内)



(問2) 県産材の利用の進め方について (複数回答：2つ以内)



H28.8.26～9.25実施。回収数(率)1,642人(82.1%)

基本計画のポイント

○ 基本的方向

- 公共建築物の木造化や内装等の木質化、民間施設及び住宅への県産材の利用を促進し、**需要の拡大**を図るとともに、広報活動や木育の推進などにより、県民や事業者の理解の増進を図る。
- 低コストで効率的な県産材の生産に必要な林業基盤整備や人材の育成・確保、需要に応じた製材品の適時適切に供給できる仕組みづくりなど、川上から川下に至る関係者の連携・協力による**安定供給体制の整備**を図る。

○ 具体的施策(主なもの)

取組事項	H29	H30	H31	H32	H33
1 建築分野における利用促進 【住宅分野】 ・県産材を使った住宅の建設促進 ・ 県産材アドバイザー による 住宅需要者や工務店などへの普及活動の強化 【非住宅分野】 ・県産材を使った公共建築物の木造化や内装等の木質化の促進 ・ 県立大学の学生会館を木造で新築(H32春供用開始予定) ・市町村への県産材利用に関する情報提供や木材研究所による技術支援 ・ C・L・Tや木質耐火部材など新たな製品の普及による県産材需要の創出 ・ 県産材活用マニュアルを作成し、店舗や倉庫など民間の建築物での利用の促進	→	→	→	→	→
2 その他の分野における利用促進 ・県や市町村の土木部局等での県産材の利用促進 ・ ペレットなど木質バイオマスの利用促進 ・公共施設等への県産材を使った備品の導入促進	→	→	→	→	→
3 設計者等の育成・確保 ・県産材を活用し、中大規模の木造建築物を設計できる人材の育成 ・ 建築を学ぶ高校生などへの木造建築の魅力伝える取組みの強化	→	→	→	→	→
4 研究開発の推進 ・県産スギ大径材を構造物として利用するための技術開発	→	→	→	→	→
5 理解の増進と木育の推進 ・ 毎年10月を「とよまの木づかい推進月間」とし、普及活動を展開 (イベントの拡充、経済団体等への要請、普及啓発リーフレットの作成など) ・「森の寺子屋」などフォレストリーダーによる木育の推進 ・児童館など多くの子供が集まる施設への県産材遊具の導入促進 ・ 顕著な功績があったものや優良な事例を顕彰	→	→	→	→	→
安定供給体制の整備 1 林業生産性の向上 ・効率的な森林資源情報の把握や森林境界の明確化の促進 ・路網整備や高性能林業機械の導入促進 ・ 主伐可能森林の集約化と伐採と再造林の一貫作業の取組みの推進 ・優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再造林の推進 2 林業担い手の育成・確保 ・年間を通じて安定的に林業経営を実践できる人材の育成 ・林業の魅力向上による新規就業者の確保 3 品質・性能の確保と流通の円滑化 ・山土場や中間土場の整備による需要に応じた素材の仕分け・ストックの強化 ・木材加工施設の整備や乾燥技術の向上による品質・性能の確かな製材品の供給 ・ 県産材の需給情報の共有化による需給マッチングの円滑化	→	→	→	→	→

○ 県産材の利用目標量

単位：千m³

用途	H28年(現況)	H33年(目標)	増加量(率)
製材用材(A材)	28	36	8 (129%)
合板用材(B材)	15	23	8 (153%)
チップ用材(C・D材)	54	71	17 (131%)
計(素材供給量)	97	130	33 (134%)

○ 推進体制

- 「県産材利用促進会議」における課題の共有と関係者の連携強化
- 施策の実施状況の公表と評価・改善

森林経営管理法の概要

趣 旨

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みを構築する必要がある。
- このため、以下の措置を基本とする新たな経営管理の仕組みを講ずる。
 - ① 森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに
 - ② 森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
 - ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を行う。

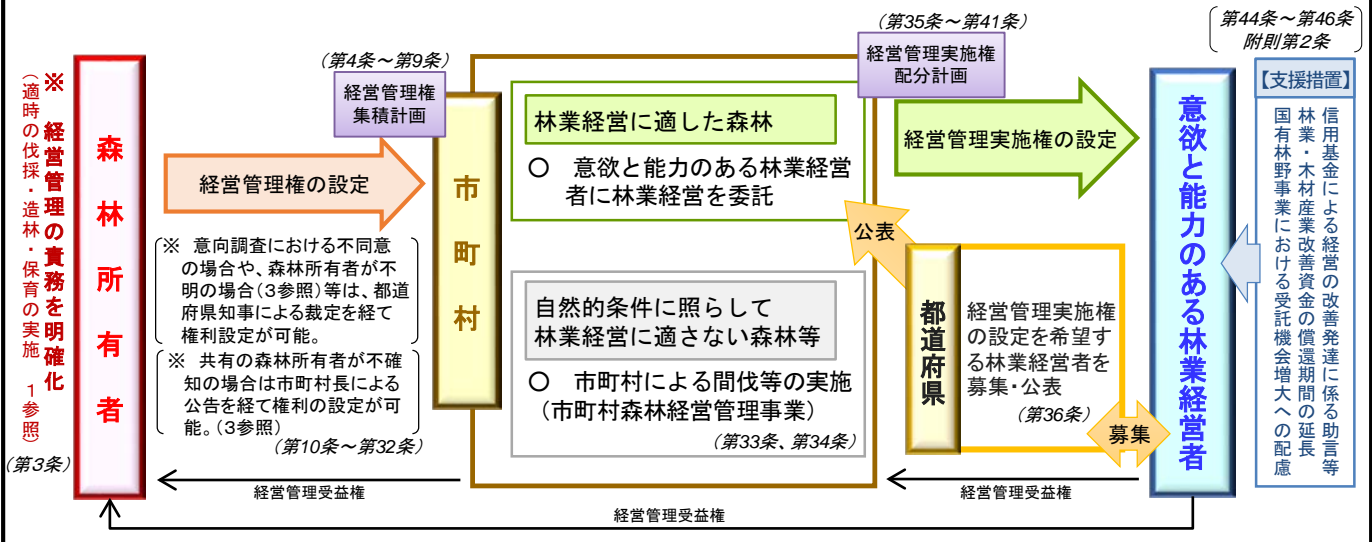
法案の概要

1. 森林所有者の責務の明確化

- 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林又は保育を実施することにより、自然的・経済的・社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行わなければならないこととする。(第3条)

2. 森林の経営管理の仕組み

- 市町村は、区域内の森林の経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとし、経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、経営管理権集積計画を作成することにより、森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を行うための権利(経営管理権)を、森林所有者から取得できるよう措置。(第3条～第9条)
- 都道府県知事が経営管理実施権の設定を希望する者を募集し、応募した林業を営む者(意欲と能力のある林業経営者)に対して、市町村が経営管理実施権配分計画により経営管理実施権を設定できるよう措置。(第35条～第41条)
- 経営管理権を取得した森林のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さないもの等について市町村が自ら経営管理(市町村森林経営管理事業)できるよう措置。(第33条)



3. 所有者不明森林に係る措置

- 森林所有者の全部又は一部が不明のものについて、一定の手続により市町村に経営管理権を設定することを可能とする措置を講ずる。(第10条～第32条)

【森林法】(抜粋)

第5章 都道府県森林審議会

(設置及び所掌事務)

第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

第69条 削除

(組織)

第70条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、第68条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

第72条 削除

(政令への委任)

第73条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

【森林法施行令】(抜粋)

(都道府県森林審議会の部会)

第7条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

【富山県森林法施行規則】（抜粋）（平成26年4月1日改正）

第6章 富山県森林審議会

（組織）

第29条 法第68条第1項の規定により設置される富山県森林審議会（以下「審議会」という。）は、委員15人以内で組織する。

（会議）

第30条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第31条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。

【富山県森林審議会運営要綱】

（趣旨）

第1条 この運営要綱は、森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「施行令」という。）及び富山県森林法施行規則（平成12年富山県規則第13号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（部会）

第2条 審議会に森林保全部会及び森づくり部会を置く。

2 部会は7人以内の委員をもって組織する。

3 部会長に事故があるときは、会長が指名した委員がその職務を代行する。

4 部会の運営については、施行規則第30条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」、会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

5 施行令第7条第4項に基づき、部会の決議をもって総会の決議とする事項は次の各号のとおりとする。

(1) 林地開発行為の許可に係る事項（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第6項に係る事項を含む）

(2) 保安林の解除に係る事項

(3) 森林病虫害等の防除対策に係る事項

(4) 水と緑の森づくり税を財源とする施策に係る事項

6 前項第1号から第3号に関する事項を森林保全部会が、第4号に関する事項を森づくり部会が調査審議する。

7 部会長は、部会を開催したときは、当該部会における審議の概要について審議会で報告しなければならない。

第3条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月19日から適用する。